

緊急事態宣言発出に伴う公共施設及びイベントの対応状況について

市は、1月7日(木)、「新型コロナウイルス感染症に関する第31回危機管理対策本部会議」を開催しました。現時点での対応状況は次のとおりです。

1 公共施設の開設時間を短縮

感染防止対策の更なる徹底のため、市内公共施設の開館時間を原則18時までとします。

- (1) 実施期間 令和3年1月8日(金)から令和3年2月7日(日)まで
- (2) 対象施設 市内全公共施設 (別添資料1のとおり)

2 イベントの対応状況について

緊急事態宣言発出の趣旨を鑑み、イベント等を中止します。
(別添資料2のとおり)

【問い合わせ先】

◎公共施設・イベント等の対応状況に関すること：市長室危機管理課 電話 046・235・4790

